

明 障 福 第 1434 号
2021 年（令和 3 年）12 月 15 日

就労移行支援事業所
就労継続支援事業所 各位

明石市障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症への対応に係る就労移行支援、就労継続支援（A 型、B 型）における在宅での臨時的なサービス提供に係る取り扱いについて

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年度の障害福祉サービス等報酬改定により就労移行支援、就労継続支援（A 型、B 型）における在宅支援の要件が変更となりました。これに伴い、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅でのサービス利用を希望する利用者についての本市の取り扱いを一部変更いたします。各事業所におかれましては、以下の内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本取り扱いに係る適用の終了は別途通知するものとします。

1. 在宅でのサービス提供に係る要件

利用者	在宅でのサービス利用を希望する者（明石市で支給決定を受けている者）であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。（※利用者負担が発生することを了解している。）
事業所	運営規定において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記
支援方法	以下の要件を全て満たすこと ① 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保すること。 ② 1 日 2 回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成。作業活動、訓練等の内容又は利用者の希望等に応じ、1 日 2 回を超えた対応も行うこと。 ③ 緊急時に対応できること。 ④ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。 ⑤ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により、評価等を 1 週間につき 1 回は行うこと。 ⑥ 原則として、月の利用日数のうち 1 日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行う。 ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない。

2. 届出書類

変更前	変更後
<p>①在宅でのサービス提供計画書</p> <p>在宅でのサービス提供により介護給付費等を算定する場合は、利用者ごとに作成した「在宅でのサービス提供計画書」を初回請求月の末日までに提出してください。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症への対応に係る臨時的な休業または在宅支援の実施状況報告（毎月提出）</p> <p>③指定内容・事業内容変更届出書 運営規定を変更した場合のみを提出してください。（運営規定を添付）</p>	<p>①就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における在宅支援に係る届出書</p> <p>在宅でのサービス提供により介護給付費等を算定する場合は、利用者ごとに作成した「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における在宅支援に係る届出書」を初回請求月の末日までに提出してください。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症への対応に係る臨時的な休業または在宅支援の実施状況報告（毎月メールで提出）</p> <p>③指定内容・事業内容変更届出書 運営規定を変更した場合のみを提出してください。（運営規定を添付）</p>

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
 明石市福祉局生活支援室障害福祉課自立支援係
 担当：山中・高原
 電話 078-918-1344 FAX 078-918-5244